

専門スタッフが相談に応じます

高齢者の生活の困りごととは地域包括支援センターへ

高齢で日常生活に悩みを抱え
たまま生活していたり、高齢な
親の暮らしを支えるのが大変と
悩んだりしていませんか。

地域包括支援センター(以下、
センター)では、介護予防のこと、
介護保険のこと、認知症のこと、
財産管理のこと、高齢者虐待の
ことなど高齢者の抱える生活の
悩みについて、幅広く相談に応
じています。

センターは、市在住の65歳以
上の高齢者またはその家族など
が利用できます。相談には主任
介護支援専門員、社会福祉士、
保健師といった専門の職員が
チームとなって対応し、総合的
に支援します。

センターと同じ役割を持ち、
各地域に根差す相談窓口「在宅介
護支援センター」(包括支援セン
ター・プランチ)でも、相談に応
じています。窓口相談や電話の
ほか、家庭を訪問することも可
能です。

悩みや困りごとがあるとき、
気軽に相談してください。

担当地域	名称	所在地	電話番号	窓口開設時間
市全域	市地域包括支援センター	市役所健康福祉課内	74-2111	平日午前8時半から 午後5時15分まで
西根地区	西根在宅介護支援センター	(特養)むらさき苑内(西根会 指定居宅介護支援事業所内)	75-1255	平日午前8時半から 午後5時半まで
松尾地区	松尾在宅介護支援センター	東八幡平病院内(指定居宅介 護支援事業所のぞみ内)	71-1012	平日午前9時から午後 5時半まで、土曜日 午前9時から午後0 時半まで
安代地区	りんどう苑在宅介護支援セ ンター	(特養)りんどう苑内(安代会 居宅介護支援事業所内)	73-2860	平日午前8時半から 午後5時半まで

福祉 NETWORK

ささえあいの輪

地域福祉課障がい福祉係 ☎・内線1108

車いす用駐車区画利用者に 駐車場利用証を発行します

県では、公共施設や
商業施設などにある車
いす用の駐車区画の利
用対象者であることが
誰にでもわかるよう
にするため「ひとにやさ
しい駐車場利用証」を
発行しています。

利用証は、車いす用
の駐車区画を利用す
る際に自動車に掲示し
てください。

◆利用証の交付対象になる人

歩行困難があり、次のいずれかに該当する人
です。※自動車を運転しない人も、次に該当する場
合は対象となります。



▶障害のある人

- ①身体障害者手帳を受けている人(一部対象外となることがあります。詳細は問い合わせてください)
- ②療育手帳の障害の程度が「A」の人
- ③精神保健福祉手帳の障害等級が「1級」の人

▶要介護認定を受けた人

介護保険の要介護状態区分が「要介護1」以上の人

▶妊娠中または出産日から1年未満の妊産婦

▶難病のため特定医療を受けている人

疾病の名称は問いません。

▶けがなどにより一時的に移動に配慮が必要な人

歩行困難などがあることを示す医師の診断書が必要
です。

◆申し込み、問い合わせ先

盛岡広域振興局保健福祉環境部(☎019-629-6567)
窓口のほか、郵送またはファクスでの申請もできま
す。詳細は県のウェブサイトで「岩手県 ひと
にやさしい駐車場利用証」で検索するか、右
記QRコードで確認してください。



詳細はこちら